

第 434 回神奈川地方最低賃金審議会  
議 事 録

1 日 時 令和6年11月22日(金)午前10時35分から午前11時20分まで

2 場 所 神奈川労働局大会議室

3 出席者

公益代表委員 赤羽淳、石崎由希子、遠藤淳子、高井文子、(欠:芳野直子)

労働者代表委員 阿部嘉弘、佐藤信也、佐俣光男、平山純子、山川眞一

使用者代表委員 関口明彦、花本こず枝、山本弘(欠:長谷川幹男、栗原敏郎)

4 議 題

(1) 令和6年度特別小委員会報告について

(2) 特定最低賃金の改正・決定の必要性について

(3) 令和6年度神奈川県最低賃金の周知及び支援状況について

(4) その他

### 【事務局：最低賃金係長】

それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。本日の出席状況を報告させていただきます。

現時点で、15名の委員のうち、12名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

芳野委員、栗原委員、長谷川委員からは欠席の御連絡をいただいております。

本日の審議会は、公開規定に基づき公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、会長よろしくお願いたします。

### 【赤羽会長】

皆さん、改めましておはようございます。ただ今から第434回神奈川県最低賃金審議会を開催します。

本日の議事録の確認は、

私と、

労働者側 阿部委員

使用者側 関口委員

よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。神奈川県特定最低賃金の改正及び決定の必要性の有無に関する特別小委員会での結論について、事務局から報告をお願いします。

### 【事務局：賃金室長】

おはようございます。お手元の資料をご覧ください。

資料にありますように、令和6年11月8日付けで特別小委員会から報告書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。

なお、各産業別の名称は一部略称にさせていただきます。

(特別小委員会の報告書読み上げ)

### 【赤羽会長】

ただいまの報告書について、まず、委員長の石崎委員から何か御発言いただくことはありますか。

### 【石崎委員】

本年の特別小委員会は8月21日に第1回の全体説明が行われ、その後、申出

産業ごとに5回、計6回ににわたり行われました。この間、業界の状況を踏まえた課題間の共有ですとか、特定最賃の改正・決定の必要性に関して、労使の参考人の方々含めて非常に、労使ともに真摯な議論をしていただいたことに改めまして、心から御礼申し上げます。

ありがとうございました。

**【赤羽会長】**

ありがとうございました。

「必要性ありとの結論に達し得なかった」という内容ですが、これについて、公益委員含めて、御質問等ありますか。

**【各委員】**（質問なし）

**【赤羽会長】**

それでは、特別小委員会の報告書と同趣旨の内容で局長に答申したいと思えますがよろしいでしょうか。

**【各委員】**（異議なし）

**【赤羽会長】**

それでは事務局は答申文（案）の用意をお願いします。

（答申文（案）を配付）

**【赤羽会長】**

文案はお手元に行きわたりましたでしょうか。

では、事務局で読み上げをお願いします。

**【事務局：賃金室長】**

それでは、お読みいたします。先ほどと同じように各産業別の名称は一部略称にさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

**【赤羽会長】**

ただいまの答申文（案）でよろしいでしょうか。

**【各委員】**（異議なし）

それでは、この内容で局長に答申します。事務局は準備をお願いします。

**【事務局：最低賃金係長】**

準備してまいりますので、しばらくお待ちください。

**【事務局：最低賃金係長】**

準備整いました。

## 【赤羽会長】

それでは、お渡しします。

(会長から局長へ答申文手交)

(各委員に答申文写しを配付)

## 【赤羽会長】

特別小委員会の委員の皆様には長期間にわたる御審議にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

最低賃金周知・支援状況等について事務局から説明をお願いします。

## 【事務局：賃金室長】

はい。神奈川県最低賃金につきまして、8月5日に答申をいただいたところでございますが、答申にあたって当局へ要請いただいている事項につきまして、池内労働基準部長から報告させていただきます。

## 【労働基準部長】

では、報告させていただきます。赤羽会長をはじめ、各委員の皆様には、令和6年度神奈川地方最低賃金につきまして丁寧な御審議をいただき、誠にありがとうございました。また、審議に当たり、委員の皆様から御尽力を賜りましたこと重ねて感謝申し上げます。

本年度の答申に記載いただいた「最低賃金の引き上げにより、特に中小企業・小規模事業者の経営への影響が懸念されることから、生産性向上等のための中長期的な支援や助成金等の申請手続きの簡素化及び価格転嫁対策として、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、適切な転嫁に向けた取組を迅速に徹底すること。」との御要望につきましては、8月6日に神奈川労働局長名で本省へ提出させていただいたところでございます。

また、委員の皆様から頂戴いたしました、いわゆる「年収の壁」問題などにつきましても、8月23日付けで本省に上申し、対応策の検討等について要望させていただいているところでございます。

最低賃金改正の調査審議に当たっての労使各側の御意見につきましては、専門部会報告書に記載させていただいておりますが、そのまま全文を本省へ提出いたしましたことを併せて御報告させていただきます。

さらに、賃金の引上げに取組む事業所の支援の強化ということにつきましては、最低賃金審議会における御要望を踏まえまして、県・政令市を含めた関係行

政機関との連携を密にし、それぞれが行う各種支援策を見開き 1 枚にまとめたリーフレットを独自に作成・配布し、相談窓口の周知と利用勧奨の取組みを進めているところでございます。

本日の資料の 4 (3) ③にもいれさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

これら各種の助成金や補助金制度は、最低賃金引上げのみならず賃金引上げにも資する重要な中小・小規模事業者への支援策でございますので、引き続き制度の周知と活用に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、これまでに実施しました周知広報の詳細や支援策の内容につきまして、賃金室長から報告させていただきます。

#### **【事務局：賃金室長】**

はい。それでは周知及び支援状況について私から報告いたします。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料の 1 は先ほどの特別小委員会報告の写しで、資料 2 は、すでに全国すべての地域で改正、発効されている令和 6 年度の全国の地域別最低賃金の改正状況で、北から南の順で並べてございます。次のページは神奈川県昭和 47 年からの最低賃金改正状況、その次のページは神奈川の地域別最低賃金と特定最低賃金の改正状況一覧、次の見開きは全国の最低賃金の平成 14 年度からの改正状況、その次のページは神奈川県最低賃金と全国の加重平均の推移をグラフ化したもの、次のページは全国の最低賃金を日本地図風にまとめたものを参考までにお付けしましたものでございます。

次に資料 3 (1) にプレスリリースが 2 つあります。

一つ目は令和 6 年 8 月 5 日の、審議会長から労働局長へ神奈川県の最低賃金の答申がなされた日に発表したものでございます。ご覧のとおり、改正された最低賃金額、引上げ額、引上率と過去 4 年間の状況と答申を添付して発表してございます。参考に、専門部会報告書も添付してあります。

二つ目は、令和 6 年 8 月 30 日の神奈川県最低賃金改正の公示に合わせる形で、8 月 29 日の局長記者会見にて発表したもので、改正額に加え、業務改善助成金など支援策の案内も行ったものでございます。

次の資料 3 (2) のプレスリリースは令和 6 年 8 月 29 日に厚生労働省本省が発表したものです。

続きまして、資料 4 (1) をご覧ください。

最低賃金改正と業務改善助成金等の周知への取組みをとりまとめたものです。

初めに令和 6 年度の最低賃金の周知及び業務改善助成金等の推進計画、次に周知の取組状況となっております。

地方公共団体や使用者団体に対する最低賃金改正と業務改善助成金制度等の広報誌等への掲載依頼、それと掲載が確認された件数、でございます。

掲載の確認につきましては、依頼時に、掲載した際の御連絡をお願いしており、それに基づいているのですが、掲載はされているのに、御連絡を忘れている場合もかなり多いので、掲載の実態数はもっと多いものになります。県や市町村、関係団体、これらの広報誌はこちらで調べるとほぼ100%近く掲載されております。この関係団体というのは労働行政に関する団体で、主に労働災害防止団体です。

表の中の、その他団体というのは、地域の商工会とか商店街組合などの使用者団体や労働組合などでございます。こちらでも御連絡はいただけませんが、例年半数程度は掲載されているものと認識しております。

これらの周知依頼のタイミングとしましては、公示後できるだけ早くにご掲載いただけるようにと、8月30日の公示と同日に各所に発送して依頼しております。公示日から、使用する封筒裏面に最低賃金の改正をプリントして使用しております。

依頼文の内容は、資料4(2)①に神奈川県あてに送付した例をお付けしています。

資料4の(2)の②は各広報誌等に載せていただく際に参考にしていただく原稿文例、③は掲載事例のうちの一部抜粋でございます。

初めに載っているのは、神奈川県に御協力をいただきまして、県内の町内会を通じて全戸に配られている神奈川県の広報誌「県のたより」(発行250万部)に最低賃金改正と業務改善助成金の案内を掲載いただきました。この冊子は各世帯に無償配布されるものであるため、県内全域をカバーするだけでなく、各団体を通じた周知広報では届かない方々に届けられることになるため、一定の効果があるものと思われまふ。そのほか、小さいものからかなりスペースをとって掲載いただいている広報誌もでございます。そのほか、各自治体・団体のホームページを載せてございますので、後ほどご確認ください。

続きまして資料4(3)①をお開きください、1枚目が、本省で作成している、金額のところ以外は全国共通となっているタレントさんを使ったリーフレットやポスターでございます。

次に、英語をはじめ13か国語でも同様のリーフレットを作成しております。最後の3枚をご覧ください。

厚生労働省本省から先ほどのタレントさんの全国共通のポスターやリーフレットが送られて来るのが、例年最低賃金発効日の約1週間前、9月中旬頃となつてしまいますので、8月に報道で大きく扱われてから1か月弱、空白が空いてしまうこととなります。

今年は特に、全国の改正状況が決定するのが遅れることが懸念されたことから、なるべく報道された直後から周知を開始するために、神奈川労働局独自のリーフレットを作成し、8月中からその電子媒体と紙媒体を各労働基準監督署、公共職業安定所をはじめ、主な団体を中心に配付させていただきました。

資料4(3)②は、業務改善助成金、キャリアアップ助成金のリーフレットです。

先ほどの全国版のポスター、リーフレットにこの「最低賃金引き上げの支援策」両面印刷したものを同封して、地方公共団体や法務局、税務署などの行政機関、大学や専門学校などの教育機関、そのほか使用者団体、労働組合をはじめ、商業施設などに送付し、周知への協力を依頼しております。

その数が、先ほどの資料4(1)に戻りまして、項目3の送付数ということになります。全体で1,400か所ぐらいですが、各労働基準監督署で行っている送付数を合わせると大体2,000ぐらいの送付数となります。

また、個別の事業主に対する周知活動として、賃金室で行っている最低賃金減額特例許可を受けている事業主あて約700件、過去5年間において、各労働基準監督署の監督指導で最低賃金法第4条違反のあった事業場約270件に対しても、同様に最低賃金改正と業務改善助成金・キャリアアップ助成金等のリーフレットを直接送付しております。

続きまして、資料4(3)③の、本年度からの新たな取組みにつきまして、簡単に御紹介申し上げます。

まず、1の行政機関というページをめくっていただくと、先ほど部長からの話にもありましたとおり、薄い緑色のリーフレットがございます。これは、当局が国、県、政令市と連携し、賃金引き上げに関する主な支援策を1枚にまとめたリーフレットで、神奈川労働局独自で作成、配布しております。改正最低賃金が発効する前の9月中に提供したものでございます。

次に2の県内主要路線バスの車内とあります。めくっていただくと、

神奈川中央交通のバスの車内のデジタルサイネージ、次のページが横浜市営バスの車内のデジタルサイネージになります。

その次、3は、横浜STビルに依頼したデジタルサイネージで、エレベーターを待っている方々をご覧になれる位置に設置してあります。

4は横浜市のLINEに載せていただいたものです。横浜市には、横浜市

役所庁内の複数のデジタルサイネージにおいて改正最賃額及び業務改善助成金の放映が行われる予定で、手続きは終了しております。

次の5番は、後の7番でご紹介するFMラジオに関連しますが、FMヨコハマでは、DJによる最低賃金改正の広報文の読み上げ放送のほか、県内5万部発行のフリーペーパーに神奈川県最低賃金の広報を掲載していただきます。これは

12月2日から県内各地で配布開始予定です。

次の6番は、従前から県内各労働基準監督署や各公共職業安定所ではポスターの掲示やリーフレット配架などの周知活動を行っているところですが、昨年度から各公共職業安定所のデジタルサイネージに活用しやすいように、先ほどご紹介しましたリーフレットのデータを提供し、放映いただいております。

7番目は、先ほども少し触れましたが、従来から業界団体などの団体を通じた周知活動を中心に行っていたところですが、そういった団体に加入していない個人商店やいわゆる町工場のような地域に根差した使用者に伝える方策として、作業をしながら、または自動車を運転しながら地元のニュースを聞いている人を対象にラジオを活用することとしました。

FMヨコハマのような大きな放送局の他、県内全域に届けられるようにコミュニティFMをいくつか選定し、放送しております。

続きまして資料4(4)をご覧ください。

業務改善助成金の申請状況です。

令和4年度から本年度の申請件数をグラフで示しております。

令和5年度は738件の申請となっており、令和4年の258件の約2.9倍となっています。

令和6年度は10月末現在の数字で482件ですが、令和5年度の同時期と比べると、令和5年10月末は362件ですので、令和6年度はすでに120件ほど上回っている状況です。

10月1日に改正最賃が発効となりますので、その直前の9月に集中して申請が多くなりますが、今年もその傾向は変わらず、8月と9月に増加しております。

業務改善助成金は最低賃金引上げだけでなく、賃金引上げにも寄与する重要な中小・小規模事業者への支援策となりますが、申請期限が令和6年12月27日までとなっておりますので、集中的に取り組んでいるところでございます。期限まで残り少ないですが、引き続き周知と活用促進に努めてまいりたいと考えております。

資料5は特定最賃の取り下げ書となっております。

続きましてそのほかの取り組みでございます。

別添1は、厚生労働省と中小企業庁で作成した、最低賃金と賃金引上げに向けた中小・小規模事業者向けの支援策紹介マニュアルです。

これを基に、審議会での委員の皆様の御意見を反映させたものが、先ほど御紹介しました、県と政令市を加え、シンプルなダイジェスト版として局独自で作成したものです。

別添2は業務改善助成金のリーフレット、別添3はキャリアアップ助成金の

リーフレットをお付けしています。

別添 4 は働き方改革推進支援センターの資料、別添 5 は働き方改革推進支援助成金、別添 6 は生産性向上のヒント集となっています。別添 7 は本省で作成したテレビ CM の御案内となっております。

当局におきましても、これらの各種支援策につきまして、当局のホームページの最初に表示される画面の真ん中上部の最も目につくところにリンクを張った案内文を配置し、周知に努めているところでございます。

以上、大づかみでございますが、賃金引き上げに向けた、神奈川労働局と地方自治体含めた関係行政機関との連携、支援状況の報告でございます。

以上でございます。

### 【赤羽会長】

ただいまの説明について、御質問、御意見はございますか。

### 【関口委員】

はい、経営者側の関口でございます。

まず、後半、御説明いただきましたとおり精力的に告知活動をしていただき、特に私どもがお願いした自治体をまたがる横断的な支援策の広報活動も実際に実現をされているということで、大変うれしく、御努力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

今後に向けてのことでございますが、まだまだ足りないところがあるかと思えます。というのは、私、実はつい先日、木村室長にお願いしまして、中小企業センタービルに行って、実際どういう場所で、誰が、どういうふうに支援を受けているのかなど、私も聞いただけだと分からないので、やはり現場に行きたいということで案内していただきました。

結論から言うと、思った以上に細かいサポートをしていただけていました。特に 4 階のよろず支援拠点、県の施設でもあり、国の施設でもあるところが一体になっていて、そこに行くとコーディネーターが中小企業の方の御相談をお聞きして、こういう状況だったら県のこういう補助金が使えますよとか、横浜市だったらこういうものがないんじゃないですかというワンストップサービスのサービスがなされているという実態が分かりました。

ただ、そこで扱っている件数とかを聞くと、かなりの件数をやっておられて忙しそうだったのですが、現場の方の実感を聞くと、まだまだ、そういう存在を知らなくて、苦勞したまま廃業しようかという事業所さんが少なくない、ということを知りました。これ以上来られると大変にはなりますが、もっともっとお受けしたいとおっしゃっておられました。

実際にこういう支援を知らずに廃業に至った方の話も聞きますし、逆に支援を受けても「価格転嫁ってどうしたらいいんでしょうか。」というそんなレベルらしいのです。要するに、価格交渉をしたことがない。ずっと昔から大手の下のティア2、ティア3、その下くらいで、毎年毎年同じ価格で同じものを収めていればそれで商売になった。ところが風向き変わって原材料費も上がって赤字になり、赤字になったら、「いやいや、それは価格転嫁ですよ。」と言われる。

で、「価格転嫁って何ですか。」という話から始まるらしいのです。価格交渉したことがない、営業担当なんていない。そういう人に「価格交渉とはこうやって、原価を積み上げて、こうやってやると上手くいきますよ。」説明し、支援が始動して、上手くいくケースですと、値上げを交渉して勝ち取って、それでハッピーで終わればいいのですけどね。ただし、そういう方って、それで安心してしまい、その後何の生産性向上もされずに、来年も再来年もこの値段でいけるんだということで、次もこの値段でお願いします、と言うと、「もっと安いところが見つかったので、おたくは半分にするよ。」とか、最悪、「おたくはもう切るから。」と言われてしまって愕然とするという経営者が結構多いということも聞きました。本当に、現場の方で毎日毎日事業主さんの指導をされているコーディネーターさんの生の声を聞いたのは良かったです。

前回の全体の会議で申し上げましたが、本当に困っている事業者さんがどういふところにどれだけいて、労働者さん側も本当に、最低賃金が低くて困っている人がどこにどれだけいるのか、せつかく調査もされているので、来年度以降、そのへんをもう少しあぶり出せるようにして、本当に困っているところにピンポイントでできるだけカバーできるような施策を付けてあげていただきたいと思います。

こういう動きが今加速していっていると思うので、もう1段加速してそういうところに目や手を配れるような対策・施策につなげていっていただければと思います。

これは正直言って神奈川だけの話じゃないのでぜひ、国全体の話にしていただき、今103万円の壁の話で盛り上がっていますが、そういうムーブメントのあるこの機会に、ぜひ積極的に、神奈川発信でもいいので、積極的にやっていきたいなと思っております。

我々も力は少ないですが、一緒になって協力していきたいので、今後ともよろしく願いいたします。

**【赤羽会長】**

ありがとうございました。ほかに御質問とか御意見はございますか。よろしいでしょうか。

次にその他の議事について、事務局から何かありますか。

**【事務局：賃金室長】**

はい。お諮りしたいことが二点ほどございます。

一点目は、本年は7月16日に実施いたしました事業場視察につきまして、来年度も継続してやるかやらないかということをお諮りしたいと思います。それから、今年7月の審議会の1回目が始まってからの実施になりましたが、6月中、5月中とかの御希望があればそれに向かって調整させて頂きたいと思っておりますが、御意見をお願いいたします。

**【赤羽会長】**

ただ今事務局から事業場視察についてのお話、御提案がありましたが、来年度も実施するということがいかがでしょうか。

(各委員異議なし)

特に異議はないということですのでよろしいでしょうか。それでは実施する方向で事務局の方は準備の方よろしくお願いいたします。

**【事務局：賃金室長】**

ありがとうございます。それでは、実施ということで進めさせていただきます。7月頭くらいでよろしいですかね。

**【関口委員】**

すいません、関口です。

去年も申し上げましたが、実現できなかったのも、なかなか難しいとは思いますが、できれば2つくらい行きたいなと思っております。というのは比較的上手くいっているところと、本当に困っているところと、本当に困っているところにいけるかどうか分かりませんが、2つくらい近場で見れるとうれしいなと思いました。

以上です。

**【事務局：賃金室長】**

検討させていただきます。実施時期、視察先については事務局に一任させていただく形で御了解をいただければと考えておりますが、特に御希望の地区や時期がございましたら遠慮なく事務局まで御連絡いただければと存じます。

続きまして、お諮りしたいことの二点目でございますが、審議会の日程についてお伺いしたいと存じます。

従前は、年末に1回、年明けの2月末頃（年度末）に開催しておりましたが、令和5年度から年度末の審議会は開催していないということでして、年度末の審議会につきましては翌年度の特定最低賃金の改正や新設決定の意向表明をいただき、最低賃金改正や支援策の周知状況などの報告をさせていただいております。

本日、資料をもって、最低賃金改正や支援策の周知状況については、御報告をさせていただいてまして、当然、件数やら数字というのはまた、新たなものがでたならばお知らせするということになりますが、それを来年度、たぶん7月のはじめ頃になると思うんですが、そこで、特定最低賃金の意向表明、周知、支援状況等の報告をさせていただくことをもって年度末に開催していた審議会につきましては、開催しないということの是非を皆様にお諮りしたいと思っておりますので御意見をよろしくお願いいたします。

#### **【赤羽会長】**

ありがとうございました。ただ今事務局から、従来から行っている3月の本審は開催せず、特定最低賃金の意向表明に対する確認は、次年度当初の審議会にて行いたい旨のお話がありました。いかがでしょうか。

#### **【阿部委員】**

労側の阿部です。

今、春に本審議会を開催するかしないかということに関して、基本的には開催が絶対必要だというつもりではありませんけれど、少し気になるころがあって、特に特定最賃に関しては、今の開催スタイルでいきますと、どうしても産業ごとに意向表明を行うという形になりますので、産業ごとの縦で見っていきますと、全国がどういう状況になっているというのが、産業の動向自体を掴むというのが非常に難しいと思っています。

もし、今年、結審されてきたそれぞれの特定最賃はまた、動きがあるかもしれませんが、動向の把握ができて、本審メンバーへそんな情報がいただけるのであれば、開催の是非というよりは、その情報の入手ができるのであれば大丈夫です。

実際審議の中でも、今年についてもこういう風にしていこうという中ですすめていく上で、特に今回感じたことは鉄鋼業のように伸びがあるところを見て

いきますと、他府県の状況が神奈川に近づいてくるのか、神奈川が今どの水準にあるのかという、特定最賃の中での協議に必要な、ベースとなってくる情報が欲しいなといったところのタイミングが実は意向表明の段階だと思っているので、本審開催となると日程の調整からなかなか難しいでしょうから、その情報の提供が可能であればお願いしたいなということでございますので、検討をお願いします。

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。情報の提供の御希望ということですが、これに関してはいかがでしょうか。

**【事務局：賃金室長】**

それは、可能でございます。

**【赤羽会長】**

具体的には、こういった形になりますか。

**【事務局：賃金室長】**

時期は分かりませんが。全国の都道府県別に特定最低賃金が、何局の何最賃ということでできますので、それを提供することは可能でございます。

時期的に、年度末でどうかということはお約束ができませんが、分かる範囲で、全部出揃わない段階でもよければ、情報の提供は可能だと思います。

**【赤羽会長】**

それは、メールによるものですかね。

**【事務局：賃金室長】**

今のところ、メールが一番いいかなと考えております。

**【赤羽会長】**

そういった形で大丈夫でしょうか。

**【阿部委員】**

情報の提供の形にはこだわりませんので、提供いただける場合に手続きとして公式なペーパーが必要だということならばそうしますし、特に必要ないということであれば簡便な方法でお願いします。

**【赤羽会長】**

ありがとうございます。他に御意見等はございますか。

**【関口委員】**

関口です。今の情報の提供ということでありましたら、私どもといたしまし

ても、業務改善助成金の申請件数の数字は追いかけていきたいと思ひます。最終的には年度末でこんな感じだと、別に場は必要ありませんが御報告いただければうれしうかなと思ひております。よろしくお願ひいたします。

#### 【赤羽会長】

労使双方、そういった情報の提供はお願ひしたいというお話がありました。他はございませんでしょうか。

では、年度末の審議会に関しては開催せずということでお願ひいたします。

本日予定された議事は以上となりますが、他に事務局から何かございませうか。

#### 【事務局：賃金室長】

気が早いのですが来年度の審議の日程についてでございます。本年に準じまして、7月初旬に1回目、8月の第1週に2回目の本審と専門部会の集中審議、3回目の本審を実施し、8月後半に4回目の本審、今頃11月か12月に5回目の本審という開催で考えておりますので、日程の確保の方よろしくお願ひいたします。

詳しい日程につきましては、決まり次第早々に皆様にお知らせいたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。

次に、今回の審議会が令和6年度の最後の審議会となりますので、審議会の終了にあたり、藤枝労働局長より御挨拶申し上げます。

#### 【神奈川労働局長】

あらためまして、神奈川労働局長の藤枝でございます。本日は、お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

各委員におかれましては、本年度の神奈川県の最低賃金の改正審議、また、本日答申いただいた特定最低賃金の必要性の有無の審議等に、御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、10月1日に発効されました神奈川県最低賃金の周知や、最低賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者への各種支援策の実施状況について事務局から説明をさせていただきました。

今後とも、最低賃金制度の周知、遵守徹底や中小・小規模事業者に対する各種支援策の充実につきまして、県や政令市を含めた関係行政機関と連携を密にして取組んで参る所存です。

事務局からの説明にもございましたように、令和7年度におきましても本審議会に対して地域別最低賃金の改正について諮問を行わせていただき、例年同

様、夏ごろに御審議をお願いすることを予定しております。

委員の皆様におかれましては、来年度も本県の最低賃金につきまして、幅広い観点から御意見をいただくとともに、それぞれのお立場から引続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが御挨拶とさせていただきます。

本年度も本当にありがとうございました。お世話になりました。

#### **【赤羽会長】**

ありがとうございました。それでは、他になれば、以上をもちまして第434回の神奈川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

先ほどの話にもございましたが、本年度については、今回が最後ということになります。

委員の皆様、本年度はありがとうございました。ちょっと気が早いですが、皆様良いお年を迎えいただければと思います。どうもありがとうございました。

< 閉 会 >